主

原略式命令を破棄する。

被告人を罰金10万円に処する。

上記罰金を完納することができないときは,金5000

円を1日に換算した期間被告人を労役場に留置する。

理 由

新見簡易裁判所は、平成13年8月28日、「被告人は、公安委員会の運転免許を受けず、かつ、酒気を帯び、呼気1以につき0.25mg以上のアルコールを身体に保有する状態で、平成13年6月11日午後10時56分ころ、岡山県新見市お北方約200m付近道路において、普通乗用自動車を運転した」との事実を認定した上、道路交通法118条1項1号、64条、119条1項7号の2、65条1項、同法施行令44条の3、刑法54条1項前段その他の関係法令を適用し、被告人を罰金12万円に処する旨の略式命令を発し、この命令は平成13年9月14日確定した。しかし、道路交通法118条1項1号の罪の法定刑は「6月以下の懲役又は10万円以下の罰金」、同法119条1項7号の2の罪のそれは「3月以下の懲役又は10万円以下の罰金」であるところ、原略式命令が被告人の所為は1個の行為が2個以上の罪名に触れる場合に当たるものとして刑法54条1項前段を適用したのは正当であるから、本件については、重い道路交通法118条1項1号の罪の刑で処断すべきであり、罰金刑を選択した場合には、その処断刑の多額は10万円となる。したがって、これを超過して被告人を罰金12万円に処した原略式命令は、法令に違反し、かつ、被告人のため不利益である。

よって,刑訴法458条1号により,原略式命令を破棄し,被告事件について更に判決することとする。

原略式命令の確定した事実に法令を適用すると、被告人の所為のうち、無免許運

転の点は道路交通法 1 1 8 条 1 項 1 号 , 6 4 条に , 酒気帯び運転の点は同法 1 1 9 条 1 項 7 号の 2 , 6 5 条 1 項 , 同法施行令 4 4 条の 3 にそれぞれ該当するところ , これは 1 個の行為が 2 個の罪名に触れる場合であるから , 刑法 5 4 条 1 項前段 , 1 0 条により 1 罪として重い無免許運転の罪の刑で処断することとし , 所定刑中罰金刑を選択し , その金額の範囲内で被告人を罰金 1 0 万円に処し , この罰金を完納することができないときは , 同法 1 8 条により金 5 0 0 0 円を 1 日に換算した期間被告人を労役場に留置することとし , 裁判官全員一致の意見で , 主文のとおり判決する。

検察官浅野義正 公判出席

(裁判長裁判官 金谷利廣 裁判官 奥田昌道 裁判官 濱田邦夫 裁判官 上田豊三)